

改正金融商品実務指針案は内容面の変更なし

ファンド・オブ・ファンズ、 組合の2要件を満たすかで判定

企業会計基準委員会（ASBJ）は、現在、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」に対して寄せられたコメントについて検討を行っているが、賛同するコメントが多く、内容面での大きな見直しはない方向だ。ただし、公開草案第132-2項を中心に取扱いの明確化を求めるコメントが寄せられているため、対応を行うこととしている。いわゆる「ファンド・オブ・ファンズ」（企業が出資している組合が別の組合に出資しているケース）については、保有されている個々の組合等が公開草案第132-2項の(1)及び(2)の要件を満たしているか判定し、要件を満たす組合等についてのみ、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価評価することを明確化する。

組合等が別の組合等を保有している場合の取扱いの明確化を求める声

企業会計基準委員会は、現在、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」に対して寄せられたコメントについて検討を行っているが、内容面での大きな変更はなく、取扱いの明確化が見直しの中心となる。

今回の公開草案（第132-2項）では、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するために、(1)組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること、(2)組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していることの2つの要件を満たす組合等への出資は、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとしている。この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上することに

なる。

この点、公開草案に対しては、組合等が別の組合等を保有している、いわゆる「ファンド・オブ・ファンズ」の形態において、当該別の組合等が市場価格のない株式を保有している場合の出資者における会計処理の取り扱いについて明確にすべきとのコメントが寄せられている。同委員会では、企業が直接出資する組合等について公開草案第132-2項を適用することを選択しており、かつ、組合等が別の組合を保有している場合、保有されている個々の組合等が公開草案第132-2項の前述の(1)及び(2)の要件を満たしているか判定し、要件を満たす組合等についてのみ、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価評価し、その組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを明確化するとしている。

要件(1)及び(2)の内容の明確化も行われ